

三重県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

平成19年2月 1日条例第17号
改正 平成30年2月19日条例第 2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定による育児休業等については、三重県の職員の例による。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成30年2月19日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。